

平成24年3月23日
林 野 庁

四国森林管理局における民間競争入札の入札結果等について

1 経緯等

- (1) 公共サービス改革基本方針（平成22年7月閣議決定）において、国有林の間伐事業について民間競争入札を導入するとされたことを踏まえ、平成23年度については、第70回官民競争入札等監理委員会（平成23年1月31日開催）了承の実施要項に基づき、10箇所を対象に入札を実施してきたところ。
- (2) このうち、9箇所については、既に契約を締結し、事業を開始。四国森林管理局で予定した1箇所については、初回及び再度の入札においても落札せず、不落による随意契約も目指したが不調に終わったところ（別紙1参照）。

2 不調の要因等

応札者からの聴取意見等（別紙2参照）も総合すれば、次のように考えられる。

(1) 対象箇所

各森林管理局は、平成23年度導入時点において、必要な森林計画期間（3年以上）を残し事業ロットをまとめられる箇所の選択に努めたが、四国森林管理局については、他局に比べ国有林面積や森林計画区数が少ないこと等もあり、結果として、作業条件が厳しい部分を含む箇所を対象とせざるを得なかったところ。

このため、民間事業者は、作業条件が厳しい部分の実施には時間・労力等を要し、企業努力を発揮できない、作業条件の良い箇所の単年度事業の受注が難しくなる等のリスク・不安を抱いたものと考えられる。また、遠隔地の民間事業者は、当該箇所が奥地にあることから宿泊を要すると判断し敬遠したのではないかと考えられる。

(2) 競争性

前項のとおり、対象箇所に作業条件が厳しい部分を含むことは、民間事業者に応札を躊躇させ競争性を低めるとともに、応札価格にも影響を及ぼしたと考えられる。

また、入札時期を9月とした（初めての事業であり、企画提案書の作成等を勘案し、公告から入札までの期間を長く取った）が、民間事業者はそれまでの間に本年度分の間伐事業等を一定確保しており、受注意欲が低下していたものと考えられる。

3 今後の対応策について

(1) 当該箇所の今後の取扱い

今回不調となった箇所については、森林整備を着実に進める観点から、単年で事業完了が可能となる区域、事業内容等に見直した上で、平成24年度以降できるだけ早期の発注に努め、25年度末までの森林計画期間内での完了を期す考え。

(2) 今後の本事業の実施に向けた対応

- ① 四国森林管理局をはじめ、各局における民間競争入札による複数年契約を、より確実に成立させるため、以下の対応を講じる考え。
 - ・ 引き続き本事業に適した箇所を選定。
 - ・ 競争性を確保する観点から遅くとも夏までには初回の入札を実施（平成24年度実施要項において、公告から入札までの期間の短縮について既に反映。）。
 - ・ 地域の民間事業者の実態を踏まえつつ競争参加資格の等級区分の取扱いについて工夫。
 - ・ 民間事業者の森林作業道作設技術等の向上に向け、オペレーター研修等への参加を働きかけ。
- ② 特に四国森林管理局においては、平成25年度の確実な導入を期するため、上記の対応に加え、次についても講じる考え。
 - ・ 人工林が多くまとまり、また、民間事業者も多く活動する四万十森林計画区内での箇所選定が可能となることを踏まえ、本事業に適し、民間事業者にとっても魅力的な箇所を厳選。
 - ・ 地域の民間事業者の実態、選択箇所の林相等も勘案し、より多くの民間事業者を受け入れやすい事業量等を設定。
 - ・ 多数の応札があった局を参考に、本事業の内容やメリットについて、あらゆる機会をとらえて広くPR。

(別紙1)

入札等の経過

1 初回公告による入札

平成23年 4月 公告

5月 現地説明 (A社、B社、C社の3社参加)

9月 入札 応札1社 (A社) 結果: 不落
再入札 応札1社 (A社) 結果: 不落

2 再度公告による入札

平成23年11月 再公告

12月 現地説明 (参加者なし)

平成24年 2月 入札 応札1社 (B社) 結果: 不落
再入札 応札なし (B社辞退)

3 その後の対応

平成24年2~3月 B社に対し不落随契約を協議するも不調

3月 A社に対し不落随契約を協議するも不調

3月 C社に対し不落随契約を協議するも不調

(別紙2)

応札者等からの聴取の概要

四国森林管理局愛媛森林管理署において実施した民間競争入札に基づく複数年契約による間伐事業の応札者等からの聴き取りによる。

応札額算出等にあたっての考え方	回答者
<p>○ 既に同種事業を確保していること、厳冬期には降雪等による事業中断も考えられることから、初年度の事業を確実、かつ、早くこなすため、作業人員を臨時的に追加することとして、人件費の掛かり増しを見込んだ。</p> <p>○ 森林作業道の設計において、林地傾斜の急な箇所、岩石地が一部見られたことから、路網整備費の掛かり増しを見込んだ。</p> <hr/> <p>▲ 実質的に2ヶ年で全事業量を完了させることとなるが、当社としては事業期間的に厳しいと判断し辞退した。</p>	A社
<p>○ 作業人員の住所（県外）からの通勤は困難なため、宿泊施設の確保等に必要な経費を見込んだ。</p> <p>○ 森林作業道を作設しての木寄せ・搬出を基本としたが、一部林地傾斜の急な箇所については集材機を用いての木寄せとし、これに必要な経費の掛かり増しを見込んだ。</p> <hr/> <p>▲ 宿泊施設の確保等が必要であり、これ以上の価格協議は難しいと判断し辞退した。</p>	B社
<p>▲ 民有林（森林組合員の山林）で約束している来年度以降の事業量をこなす必要があること等から、実質2ヶ年で本事業量をこなすことは難しいと判断し辞退した。</p>	C社 (森林組合系)

注1 A社は初回公告による入札に参加、B社は再度公告による入札に参加。C社は初回公告の際の現地見学に参加した3社のうち、A社及びB社以外の社。

注2 再公告・入札が不落となった後、A、B、C社それぞれに対して、随意契約に向けた協議を実施。▲印は当該協議時の意見。